北マリアナ諸島への入国（境）について

新型コロナウイルス特別対策本部は、北マリアナ諸島（以下ＣＮＭＩ）における新たな入国（境）措置を発表しました。詳細は以下のとおりです。
なお、この措置は２９日より適用となります。

グループ	到着72時間前までのオンライン申請※4	到着時のPCR検査	隔離措置(2度目の検査結果が陰性となるまでの期間)		2度目PCR検査(5日目に実施)	その他条件
			自主隔離	政府指定施設においての隔離措置		
A：CNMIにおいてワクチン接種が完了している※1入国(境)者	○	○	×	×	○	自宅/宿泊施設の全対象世帯者/全対象施設従業員のワクチン接種が完了及び北マリアナ公立病院(CHCC)職員による承認の必要あり
B1：CNMI保健当局より最重要エッセンシャルワーカーとして承認された入国(境)者	○	○	○ (制限範囲内であれば行動可能)	×	○	自宅/宿泊施設の全対象世帯者/全対象施設従業員のワクチン接種が完了及びCHCC職員による承認の必要あり
B2：CNMI保健当局よりエッセンシャルワーカーとして承認された入国(境)者(ワクチン接種完了及び証明有※1・2)	○	○	○ (制限範囲内であれば行動可能)	×	○	自宅/宿泊施設の全対象世帯者/全対象施設従業員のワクチン接種が完了及びCHCC職員による承認の必要あり
B3：CNMI保健当局よりエッセンシャルワーカーとして承認された入国(境)者(ワクチン未接種、ワクチン接種証明無)	○	○	×	○ (自家用車での職場への行き来は可能)	○	
C：米国疾病予防管理センター(CDC)による渡航勧告レベル1国・地域※3からの入国(境)者（渡航勧告レベル2以上の国・地域において乗り継ぎをしておらず、ワクチン接種完了及び証明有※1・2の場合に限る）	○	○	○	×	○	自宅/宿泊施設の全対象世帯者/全対象施設従業員のワクチン接種が完了及びCHCC職員による承認の必要あり
D：上記グループA-Cに該当しない入国(境)者	○	○	×	○	○	

※１　ワクチン接種完了時から１４日以上経過している状態
※２　公式ワクチン接種証明（ＣＨＣＣ職員が確認）、ＣＤＣワクチン証明は不可
※３　ＣＤＣ渡航勧告レベル：https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/travelers/map-and-travel-notices.html
※４　オンライン申請：CNMI Mandatory Declaration Form | CNMI Office of the Governor

- 上記措置は変更となることがあります。必ずご自身で最新情報を御確認ください。
  ウェブサイト：http://www.chcc.gov.mp/pressrelease.php
  問い合わせ先：（６７０）２８７－００４６